年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係

4 件

佐賀厚生年金 事案 1098

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月31日から48年1月5日まで

A社を昭和47年12月末に退職し、48年1月からB社に入社した。47年12月31日から48年1月5日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。47年12月の月末の1日前の同年12月30日付けで辞表を書くことはあり得ず、年末年始が会社の休業日だったと思われるので、このような記録になっているのではないかと思う。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する従業員名簿及び雇用保険の記録から、申立人は昭和 47 年 12 月 30 日に同社を退職していることが確認できる。

また、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書の「備考」欄に「昭和47年12月30日退職」と記載されていること、及び同通知書の「資格喪失年月日」欄に「昭和47年12月31日」と記載されていることが確認できる上、同社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、申立人は、昭和47年12月31日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、昭和46年から48年までの期間において、A社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、B社で同資格を取得した者は申立人を含め5人おり、これら5人は、いずれも、A社における資格喪失日からB社における資格取得日までの間に、厚生年金保険の未加入期間(4日間から22日間までの範囲)が生じていることが確認できる。加えて、A社は、申立期間当時における賃金台帳等を保管しておらず、また、申立人も申立期間に係る給与明細書等を所持していないため、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1099

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月11日から43年9月16日まで

申立期間、A事業所にB職種として採用され、C課とD課にて勤務した。 申立期間後に採用された妹二人はA事業所における厚生年金保険記録があるのに、自分の厚生年金保険加入記録は無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管するB職種採用に係る資料によると、申立人は、同事業所のB職種として、昭和43年1月23日から同年3月31日までの期間及び同年4月2日から同年4月18日までの期間において同事業所C課にて勤務し、同年6月3日から同年7月10日までの期間において同事業所D課にて勤務していることが確認できる。

しかしながら、申立期間において、A事業所に係る厚生年金保険被保険者原 票に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い上、申立人の同事業所におけ る雇用保険の加入記録も確認できない。

また、A事業所が保管するB職種採用に係る資料によると、B職種として氏名が記載されている者が37人(申立人を含む。)確認できるところ、そのうち21人(申立人を含む。)については、オンライン記録において同事業所に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない上、申立人と同時期の昭和43年1月から同年3月までの期間に勤務した同僚一人及び同年6月から同年7月までの期間に勤務した同僚二人についても厚生年金保険の加入記録は確認できないことから、同事業所では全てのB職種について厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、A事業所は、申立期間当時のB職種に係る厚生年金保険への加入手

続については不明と供述している上、申立期間当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立人も申立期間に係る給与明細書等を所持していない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1100

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月1日から同年10月1日まで

平成9年6月から同年9月までの標準報酬月額が9万2,000円となっている。給与支給額は大幅に下がったことは無い。申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支給明細書により、申立期間において標準報酬月額 (9万2,000円)より高い金額の給与が申立人に支給されていたことが確認できる。

しかしながら、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とすることとされており、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する申立期間の給与支給明細書における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より低い、又は同額であることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1101 (事案 312 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月頃から5年7月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録がない旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から申立内容を確認できる資料が無いこと、及び申立期間中の平成3年11月から国民年金に加入し、5年3月まで国民年金保険料を申請により免除され、同年4月から同年6月までは保険料を納付していることなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、A社では、同社が運営するB事業所に2年間は働いたので、その間、国民年金に加入しているはずがない。公務員が事業所と一緒になって、自分の記録を書き換えた可能性がある。国(厚生労働省)における申立期間中の平成5年4月から同年6月までの国民年金保険料の納付記録は、その間、A社に勤務しており、厚生年金保険に加入していたので間違った記録だと思う。また、同僚は20人ほどだったと記憶しているので、再度、調査を実施してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A社に係る被保険者縦覧照会回答票において、申立人は平成5年7月1日に資格取得とされており、これ以前に申立人が被保険者資格を取得したことをうかがわせる記載は無いこと、申立人は、申立期間中の3年11月から国民年金に加入し、5年3月まで国民年金保険料を申請により免除され、同年4月から同年6月までは保険料を納付していることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく21年2月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社では、2年間は働いたので、申立期間の国民年金の記

録は誤りであるとし、さらに、同僚は20人ほどだったと記憶しているので、 再度、調査を実施してほしい旨の申立てを行っている。

しかしながら、国民年金に係る免除申請の手続きについては、事業所が関与 することは考え難く、オンライン記録によると、申立人は、昭和63年5月か ら平成5年7月までの期間、国民年金に加入の記録があり、さらに、昭和63 年度、平成元年度、3年度、4年度及び5年度の各年度において国民年金保険 料の申請免除をC市役所に行っていることが確認できる上、i)申立期間のう ちの3年11月から4年3月までの期間を含む3年4月から4年3月までの国 民年金保険料の免除申請については、C市役所における当該申請書の受理日が 3年5月28日と記録されていること、4年4月から5年3月までの国民年金 の免除申請については、当該申請書の受理日が4年5月1日と記録されている ことが確認でき、国民年金保険料の申請免除の開始月は、当該申請書の受理日 の前月とされることから、申立期間中の国民年金保険料の申請免除に係る記録 に不自然さは見られず、また、ii)申立期間のうちの5年4月から同年6月ま での国民年金保険料の納付については、6年1月20日に納付されていること が確認でき、同年1月20日時点で遡って未納となっていた国民年金保険料を 納付することが可能な期間は、5年4月以降の国民年金保険料であり、6年1 月20日時点で溯って納付することが可能な国民年金保険料が納付されたもの と考えられることから、申立期間中の国民年金保険料の納付に係る記録に不自 然さは見られない。

さらに、申立人は、A社のB事業所の同僚は20人ほどだったと申し立てているところ、同社の被保険者記録照会回答票によると、申立期間中に同社に係る厚生年金保険に加入している者は少なくとも68人みられ、申立期間当時、同社は6事業所を所有しているが、当時の各事業所の従業員数に係る資料は保管しておらず、申立人が主張するB事業所に勤務した者を特定することができないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらのことを踏まえると、申立人の再申立てに係る主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。